

公益財団法人鹿児島県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鹿児島県交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

3 従たる事務所の名称、事業区域及び所在地は別表のとおりとする。

(目的)

第3条 この法人は、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現できるように、交通の安全と円滑を提供する事業等を行い、交通安全活動に対する一般社会の理解の増進に努め、もって交通秩序の確立と交通安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及啓発活動事業
- (2) 運転免許事務事業及び交通安全講習事業
- (3) 交通安全円滑化等支援事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産（以下「運用財産」という。）とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上（寄付者の意思により使途が特定されている場合には、それに従う。）を第4条の事業に使

用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産については、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会において3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程及び特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

- 2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政官庁に提出するものとする。
- 3 第1項の事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 5 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業計画及び収支予算の変更)

第11条 事業年度の途中において、前条の事業計画書等を変更する場合は、変更に係る事業計画書等を理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を得るものとする。

- 2 前項の変更に係る事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の変更に係る事業計画書等については、評議員会の承認後速やかに行政官庁に提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時評議員会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

3 第1項及び前項の書類については、毎事業年度終了後3か月以内に行政官庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の議決権の3分の2以上の議決を得るものとする。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（会計原則）

第15条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第16条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の

評議員を選任することができる。

- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政官庁に届け出るものとする。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（権限）

第19条 評議員は、評議員会を構成し、第22条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限行使する。

（報酬等）

第20条 評議員に対して、各年度の総額が107万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成）

第21条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第4項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内の5月又は6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎年度3月に1回開催するほか、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集及び通知)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第26条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって決するところによる。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 第1項及び前項の場合において、議長は評議員として表決に加わることはできない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

6 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政官庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類等及び事業報告並びに附属明細書を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 常勤の理事又は監事及び特別の職務を執行した非常勤の理事又は監事には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第38条 この法人は、理事会の決議によって、理事及び監事の一般法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉理事長)

第39条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、名誉理事長を置くことができる。

2 名誉理事長は、鹿児島県議会議長の職にある者をもって充てる。

3 名誉理事長は、理事長の諮問に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第40条 この法人に、任意の機関として顧問10名以内、参与5名以内を置くことができる。

2 顧問は学識経験者の中から、参与はこの法人の事業に関係のあるものの中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は理事長の諮問に応じ、参与は理事長の要請により、業務に関し助言し、意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(名誉理事長、顧問及び参与の報酬等)

第41条 名誉理事長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(設置)

第42条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任又は解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第38条の規定に基づく責任の免除

（招集）

第44条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があつたとき。

(2) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき。

3 前項の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選により決定した理事がこれに当たる。

（定足数）

第46条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

（決議）

第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第32条第4項の報告を除く。）を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 専門部会

（部会の設置）

第50条 この法人の運営及び業務を推進するため、理事会はその決議により、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める専門部会規程による。

第6章 会員

（会員）

第51条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人、その他の団体又は個人を会員とすることができる。

2 前項の会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第7章 組織及び職員

（所属の設置等）

第52条 この法人の事務を処理するため、次に掲げる部、センター及び地区協会（以下「所属」という。）を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 安全指導部（交通安全活動推進センター）

(4) 地区協会

2 所属に、次の職員を置く。

- (1) 部長及び地区協会長（以下「所属長」という。）
- (2) 事務職員及び技術職員
- (3) その他の職員

3 職員は、理事長が任免する。

4 職員（非常勤の地区協会長を除く。）は、有給とする。

5 専務理事、常務理事及びその他の理事は、所属長を兼ねることができる。

6 所属の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 定款の変更並びに合併及び解散等

（定款の変更）

第54条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法及び第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第17条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（内閣府令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき行政官庁の認

定を受けるものとする。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政官庁に届け出るものとする。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政官庁に届け出るものとする。

(解散)

第56条 この法人は、一般法第202条に規定する事由並びにその他法令で定めた事由により解散する。

- 2 前項によるほか、第3条に規定する目的を達成したときは、この法人は解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。ただし、その情報が、この法人以外の者に関する未公開のものであって、その者が公開に同意しないときは、この限りでない。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鹿児島県内において発行する南日本新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、川畠英樹、専務理事は福元裕二郎、常務理事は千歳隆とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高山大作、伊地知学、仮屋秀一、岡村孝慶、牧 稔

5 この定款は、平成25年6月26日から施行する。

6 この定款は、平成26年3月24日から施行する。

7 この定款は、令和2年4月1日から施行する。

別表

名 称	事 業 区 域	所 在 地
鹿児島中央地区協会	鹿児島中央警察署の管轄区域	鹿児島市新屋敷町
鹿児島西地区協会	鹿児島西警察署の管轄区域	鹿児島市城西三丁目
鹿児島南地区協会	鹿児島南警察署の管轄区域	鹿児島市東開町
指宿地区協会	指宿警察署の管轄区域	指宿市西方
南九州地区協会	南九州警察署の管轄区域	南九州市知覧町
枕崎地区協会	枕崎警察署の管轄区域	枕崎市中央町
南さつま地区協会	南さつま警察署の管轄区域	南さつま市加世田地頭所
日置地区協会	日置警察署の管轄区域	日置市伊集院町
いちき串木野地区協会	いちき串木野警察署の管轄区域	いちき串木野市東島平町
薩摩川内地区協会	薩摩川内警察署の管轄区域のうち甑島地区協会の事業区域を除く区域	薩摩川内市原田町
甑島地区協会	薩摩川内警察署の管轄区域のうち薩摩川内市里町、上甑町、下甑町及び鹿島町の区域	薩摩川内市上甑町
さつま地区協会	さつま警察署の管轄区域	薩摩郡さつま町
阿久根地区協会	阿久根警察署の管轄区域	阿久根市赤瀬川
出水地区協会	出水警察署の管轄区域	出水市中央町
伊佐湧水地区協会	伊佐湧水警察署の管轄区域	伊佐市大口里
横川地区協会	霧島警察署の管轄区域のうち霧島市横川町及び牧園町の区域	霧島市横川町
姶良地区協会	姶良警察署の管轄区域	姶良市東餅田
霧島地区協会	霧島警察署の管轄区域のうち横川地区協会の事業区域を除く区域	霧島市国分中央三丁目
曾於地区協会	曾於警察署の管轄区域	曾於市大隅町
志布志地区協会	志布志警察署の管轄区域	志布志市志布志町
肝付地区協会	肝属警察署の管轄区域	肝属郡肝付町
鹿屋地区協会	鹿屋警察署の管轄区域のうち垂水地区協会の事業区域を除く区域	鹿屋市寿三丁目
垂水地区協会	鹿屋警察署の管轄区域のうち垂水市の区域	垂水市田神
錦江地区協会	錦江警察署の管轄区域	肝属郡錦江町

種子島地区協会	種子島警察署の管轄区域	西之表市西之表
屋久島地区協会	屋久島警察署の管轄区域	熊毛郡屋久島町
奄美地区協会	奄美警察署の管轄区域のうち喜界地区協会の事業区域を除く区域	奄美市名瀬長浜町
喜界地区協会	奄美警察署の管轄区域のうち大島郡喜界町の区域	大島郡喜界町
瀬戸内地区協会	瀬戸内警察署の管轄区域	大島郡瀬戸内町
徳之島地区協会	徳之島警察署の管轄区域	大島郡徳之島町
沖永良部地区協会	沖永良部警察署の管轄区域のうち与論地区協会の事業区域を除く区域	大島郡和泊町
与論地区協会	沖永良部警察署の管轄区域のうち大島郡与論町の区域	大島郡与論町